

平成23年第6回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成23年11月28日（月曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 議案第38号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
日程第 6 発議第11号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書

○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	松 原 臣 君
	2番	田 中 良 君		1番	湊 屋 稔 君
	4番	高 村 和 史 君		3番	高 島 讓 二 君
	6番	坂 本 志 郎 君		5番	小 野 哲 也 君
	8番	佐 藤 晶 君		7番	鹿 又 政 義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	脇 紀美夫 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
教 育 長	池 田 栄 寿 君	総 務 課 長	川 端 達 也 君
企画振興課参事	佐 藤 行 広 君	税 務 財 政 課 長	野 理 幸 文 君
税務財政課参事	櫻 井 房 雄 君	環 境 生 活 課 長	五 十 嵐 勝 彦 君
保健福祉課長	渡 辺 憲 爾 君	保 健 福 祉 課 長 補 佐	洲 崎 久 代 君
地域包括ケア支援センター課長	齊 藤 健 治 君	水 産 商 工 観 光 課 長	石 田 順 一 君
君水産商工観光課長補佐	堺 昇 司 君	建 設 水 道 課 長	高 橋 力 也 君
君学 務 課 長	太 田 洋 二 君	社 会 教 育 課 長	中 田 靖 君
郷土資料室長	涌 坂 周 一 君	診 療 所 事 務 長	工 藤 勝 利 君
診療所事務課長	対 馬 憲 仁 君	会 計 管 理 者	嶋 勝 彦 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 寺澤哲也君 次 長 大沼良司君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成23年第6回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、3番高島讓二君及び4番高村和史君を指名します。

◎日程第2 会期決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月16日、東京都において開催されました第55回町村議会議長全国大会に出席しました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

師走の月を前に大変、御多用のところ、全員の御出席をいただきましたこと御礼申し上げたいと存じます。

お許しをいただきましたので、行政報告1件をさせていただきます。

平成23年、この23年の秋の叙勲におきまして羅臼町から2名の方が受賞されました。お一人目は、元羅臼町教育委員の芦崎輝雄氏が「旭日双光章」を受賞されました。

芦崎氏におかれましては、昭和53年3月から28年7カ月の長きにわたり教育委員を在職され、この間、平成3年10月から15年間にわたり教育委員長として生涯学習活動の推進に力を注ぐとともに、郷土芸能や文化財の伝承、保存、スポーツ並びに健康、体力づくりの振興など、多岐にわたり羅臼町の教育行政の発展、推進に尽力された功績が認められ、このたびの受賞となったものであります。

お二人目は、元根室北部消防事務組合羅臼町消防団副団長の戸沢正平氏が「瑞宝単光章」を受賞されました。

戸沢氏におかれましては、昭和41年に羅臼村消防団員を拝命して依頼、39年余の長きにわたり地域住民の安全確保と防火思想の普及に努め、当町の防火体制の強化に尽力された功績が認められ、このたびの受賞となったものであります。

お二方の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

以上、行政報告を1件させていただきました。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第38号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第38号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました、議案第38号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

この本条例の改正につきましては、国家公務員に対する人事院給与勧告に基づくものでございまして、このたび職員組合との交渉を行い、人事院勧告を実施することについて御

理解をいただきましたので、本条例改正を上程するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第38号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

2ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、平成23年度の人事院の給与勧告に基づき、これを尊重し、改正をお願いするものであります。

ここで、人事院による給与改正の主な概要を説明いたしますので、参考資料の1ページ、資料1をお願いいたします。

まず、官民格差についてであります。

人事院では、月例給につきまして、マイナス899円とし、率にいたしまして0.23%のマイナスとしております。また、期末勤勉手当につきましては、改定の見送りをしております。

次に、給与改定の内容と考え方ではありますが、月例給につきましては、民間給与との格差を解消するため、俸給表の引き下げを行うもので、民間の給与水準を上回っている40歳代から50歳代の引き下げであり、50歳代が最大でマイナス0.5%、40歳代後半層がマイナス0.4%、40歳代前半層がゼロからマイナス0.3%、若年層につきましては据え置きとしております。

俸給表の経過措置につきましても、引き下げが改定が行われる職員を対象に100分の99.1を乗じて得た額に引き下げるものでございます。

実施日については、平成23年12月1日から実施いたしますが、4月から改定前までの月例給及び6月の特別給にかかわる格差相当分の額を12月の期末手当で減額調整することとしております。

次に、給与制度の改定等ではありますが、給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置として支給されている俸給の2分の1を減額し、平成25年度に廃止するとしております。

以上、人事院勧告の給与に伴う主な概要を説明いたしました。

議案の2ページにお戻り願います。

第1条、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

別表第5条関係、給料表につきましては改正された給料表を議案の2ページから8ページにかけて記載しております。議案の8ページをお願いいたします。

次に、第2条、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であり、附則

第4項につきましては、給料の切りかえに伴う経過措置で100分の99.59を、100分の99.1に改めるものでございます。

次に、第3条につきましては、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加えます。第5項、全項の規定による給料の額については、平成24年4月1日以降、同項による額からその半額（その額が1万円を越える場合に当たっては1万円）を減じた額とし、平成25年4月1日以降、同項の規定による給料は支給しない。

次に、附則の1項として、この条例は平成23年12月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附則2項として、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、平成23年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額の合計額を調整額として、平成23年12月支給の期末手当より減じることとしており、附則の1号、2号は、これらを条文化したものでございます。

また、附則の3項は規則への委任事項で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

以上、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

高村和史君。

○4番（高村和史君） 今、川端総務課長より職員の給与に関する条例等の一部改正の説明を受けました。

ちょっと私、1点、2点、お聞きしたいことは、この地方公務員の給料改定は国家公務員に準じてなされなければならないというのが、自治省からの通達の中に国家公務員より先に地方公務員がなすべきではないというふうに私は議員時代にこのように4年前、聞いておりましたが、そこら辺のニュアンスの取り方はまだ変わっていないのかというのと、なぜ国家公務員より先に地方公務員が給料を改正、改定してはならないというのがやはり地方に対する自治体の自主性、また自治権等々があります。そこら辺の私の考えている地方自治に対して問題点はないのか、この辺、まず1点、とりあえずお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの御質問であります。

地方公務員の今回の給与改定でございますけれども、現在、人事院勧告制度、人事院勧告、これについて国家公務員に対しての人事院勧告ということでございますが、地方公務員、とりわけ町村にとっては人事委員会が設定されていない、そういうことになっている

と。

したがって、国家公務員に対することを準じてそれぞれの町村が改定を行うのだということをごさいます、地方公務員法上でも国家公務員、あるいは民間給与等に総合的に判断して行うのだということになっているところをごさいます。

そこで、問題点がないのかどうかということでありませけれども、御案内のとおり、地方財政制度の仕組みの中では大きく地方交付税に依存している部分があるという中で、仮に給与を公務員よりも上回って仮に支給することがあった場合にはペナルティーが課せられるということも一つごさいます。

そういうことからいって、そういうときに問題点があるかないかということにつきましては、それぞれ制度の大きな根幹にかかわることをごさいますので、私のほうから今、この段階で問題点があるということには一概には言いませんけれども、ただ、仕組みとして国家公務員に対する給与、あるいは地方公務員に対する給与、それぞれ今の制度の中では多少、相なじまない点も多少ありませけれども、それは今の法律の中でやっていかざるを得ないというふうにごさいます。

したがって、町長としての裁量でなかなかできる問題ではないというふうなことも1点あるということも御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 今、町長から答弁いただきましたけれども、ただ言えることは、あくまでも人事院の字のごとく勧告でござひます。

ただ、この問題は尊重はやはりしなければいけない部分、それからまた地方自治にゆだねられた、いわゆる首長の裁量の中でできる部分というのはあろうかなと思ひます。

ただ、今、町長からも交付金の問題の兼ね合いもお話に出ましたけれども、できたら人事院の勧告に従わなかったら、どのくらいの我が町に対して、また町職の委員に対してどのくらいのデメリットがあるのか、そこら辺もちょっとひとつ聞かせてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 影響額というのは、例えばうちのほうでもって、それによって先ほどの話の中の続きになりますけれども、一定の公務員を上回った形のもが仮に100あるとすれば、それがそのまま100交付税として減額されるかどうかということについては定かではないということは、特に給与の場合についてはペナルティーとして特別交付税という形の中で参入されると、影響するということもごさいますので、特別交付税そのものが仕組みとしてはなかなかストレートにそのものが影響してこないということもごさいますので、100となかなか言い切れない部分もありますので、明確な答弁にはなりませんけれども、影響あることについては間違いないと、過去の例もそういうことだということをごさいます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君）　そうですね。なかなかこの人事院勧告というのは、今、この地方分権の中では制度の中で地方に首長の裁量にゆだねられている部分もあるのかと思うのですが、ただ私は今回の職員のたいした大きな引き下げではないけれども、0.23%というのは、またこれが勧告だから職員の給料をまたなれ合いみたいなような感じで、やらなければいけないというこの行政側の姿勢というのは、やはりどこかで改善を、考え方をリセットしてもらって、今この羅臼町も当時、脇町長1期目に大変、この財政難で大変苦勞しました。そしてまた、職員も応分の負担もかけました。また、町民にもさることながら大きな負担をかけられました。今、脇町長の手腕によって、この羅臼町も大変よい方向に向かっていっていると私も察します。

だが、幾年か前にも町職員に10%という、私の数字が間違えでなかったら10%のカット削減を要求しました。これは、自主的な職員がそれを希望したわけではございません。やはり、町長の意を酌む中で、この羅臼町に何としても立ち直ってほしいという職員組合の意図があったからだと思います。

そこで、私が10%が正しいか正しくないかちょっと、もしか正しいとしたならば、その10%の削減が今どのように職員に還元、是正されているのか、またどのくらい残っているのか、またそれに対する今後の対応などもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村山修一君）　町長。

○町長（脇 紀美夫君）　ただいま高村議員おっしゃるとおり、今回のこの数年前の我がまちの財政状況が危機的な状況だったという中で、しかも合併問題が整わなかったという経過を踏まえて、平成17年自立プランをつくったと、町民の皆さんに参加をいただきながら自立プランを作成した中であって、行財政改革を進めるのだという中に人件費の削減もあったと、もちろんこれについては議会議員の定数の問題であるとか、あるいは報酬の問題も含めながら、職員の人件費のことについてもそこの中に明記されているところまでございまして、その後、平成17年4月から5%の削減をお願いしてまいりました。

そして、それを1年間続けた中で、18年からは10%の削減を4年間、昨年の4月からはそれを8%にということで、現在、それからことしの4月から3%ということで、ずっとこういう形でもって職員の皆さんに御理解を求めながらやってきているわけございまして、現在まだ減額している率が3%まで減額しているという状況であります、現在。

したがって、私としては平成17年4月の段階で自立プランを作成するときに、給与ベースの切りかえではなくて、財政危機的な状況の中で当分の間、職員にそれをお願いしてきたということでありますので、本来もらうべき給与から減額して職員の理解を求めたということでございまして、私としては削減をお願いした時点で、一日でも早くそれをもとに戻したいという思いは持ち続けているところであります。

したがって、現段階でもその方針は変わりなく、今後のことにつきましてはそれを踏まえながら対応してまいりたいというふうに思っているところでございまして、御理解を

いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 高村議員、申し上げますけれども、申し合わせの3回を過ぎておりますので、まとめていただきたいと思います。

高村君。

○4番（高村和史君） 私は職員はほかにこの職務についている以上、他の職務で給料等、またアルバイトもできない、そういうのが公務員の中身なのです。それで、給料が上がっている家庭が町のほうの強力な削減するということは、やはり家庭もあります、家族もある中で計画が崩れていくような形では、やはり職員の生活の基盤をきちっと確立してあげなければいけないと、そういう思いで今回、行政側に職員のきちっとした生活の安定の基盤をお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号職員の給与に関する条例等の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第38号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議11号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第6 発議第11号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） 発議11号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成23年11月28日提出。

羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員湊屋稔。

賛成者、羅臼町議会議員高村和史、同、鹿又政義、同、高島讓二。

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書。

漁業においては、コストに占める燃油のウエートが極めて大きいことから、北海道の漁業はかねてから魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。さらに、追い打ちをかけるように今回、東日本大震災の大打撃に加え、原発事故の風評被害にも見舞われ、漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、国民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために国会及び政府におかれては、漁業軽油にかかる軽油引取税の免税を初めとする以下の燃油税制にかかる措置を要望する。

記。

1、漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について恒久化すること。

2、農林漁業用A重油にかかる石油、石炭税の免税、還付措置について恒久化すること。

3、地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切ふえることのないよう、万全の措置を講じること。特に、燃油への課税については、A重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

平成23年11月28日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 発議第11号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第6回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員